

福祉の豊かさの一考察

—— A 施設反対運動の遺産として ——

今 関 公 雄

[キーワード] 福祉の豊かさ, 相互変容, 多様性の包含, 当事者性の共有
社会資源の充実

はじめに

筆者は、1985 年の春（2 月）から夏（7 月）にわたり A 児童養護施設（注：文中では当時の呼称の養護施設を使用、職名も同じ）の開設をめぐる町を挙げての反対運動に当事者（施設長）として遭遇した。この出来事は、「町長が入所児の住民登録を拒否！」との全国版新聞社会面の大見出しやテレビなどの全マスコミを通じて全国に報道されたこともあり社会的にも大きな関心を引き起こした。学術的にも検討の対象となり、共同研究のプロジェクトにより「社会福祉施設—地域社会コンフリクト」という著作において事例研究として詳細に分析されている。そこで、反対運動をめぐるこの課題はこの著作に委ねることにして、ここでは約 20 年の歳月を経た今にして気付かされてきた諸点について、一研究者の立場において「福祉の豊かさ」の視点から考察を加えるものである。それは当時の関係者にとり多大の心痛を伴ったあの出来事を風化させることなく、むしろいわば遺産として受け止める時期に至ったと思うからである。

1 施設反対運動の論理と倫理

施設開設についての事前説明の不足や施設関係者が外部者であったこと、また地元の施設理解が不十分などの理由が反対運動の根底にあったことは事実で

ある。しかし町を挙げての反対運動にまでエスカレートするには、それなりの社会的背景があったと考えられる。本論に繋がる範囲でその間の事情について述べておく。

開設反対住民に理解を求めるため、地元を頻繁に回った際に異口同音に言われたことがある。その概要は、次のように纏めることができる。「数年前、町内に県外から2名の中学生が転入し、非行により教育環境を極度に悪化させ町を挙げての取り組みによりようやく落ち着いたところである。施設の30名に及ぶ悪い児童が当町に転入したならば、前以上の教育環境の悪化が考えられる。したがって絶対に認められない。」

ここでも少し補足説明をしておく必要がある。この町は基本的に農村地帯に立地しており、4つの小学校と1つの中学校で構成されている地方町村であり、人口も約1万4千人規模である。したがって中学校の教育問題は、そのまま全町規模に広がる構造に成っているのである。また当時、養護施設と養護学校とを混同していた事実もあり、地元の普通の小中学校に通学することが判明してから問題が拡大したのである。この背後に、養護施設入所児における非行問題の資料配布(児童相談所や学校関係者でなければ入手できないもの)や当初施設長予定者への誹謗中傷もあったのである。つまり、少年院のような迷惑施設をよそ者で悪質な施設責任者がのどかなこの町に持ち込んだとの捉え方に立ち至ったのである。さらに、施設用地が某県会議員とその反対派との政争の具となり、あわせて同時期の町長選挙を媒介にして政治の渦に施設開設が飲み込まれたのである。

以上の諸要因を抱えつつ、町を挙げての反対運動を支えたその論理と倫理の中心と考えられる点を検証しておきたい。それらは、町議会に868名の署名を得て提出された「学校教育現状維持強化に関する請願」と議員提出議案である「養護施設『A学園』事業停止に関する意見書」に見ることができる。本論の核心部

分に当たるので以下に原文をそのまま掲載する。

「学校教育現状維持強化に関する請願」

「当初私達住民は、養護施設ということで身体の不自由な人達が入所する施設であるような理解をしておりましたが、3月9日G小学校で施設についての勉強会を開催し、いろいろお聞きしましたところ『A学園』には、3才から18才未満の子供達が30名入所し、G小学校並びにH中学校に入学するとのことでした。

当地区は静かな農村地帯として長い間つちかわれた良い生活環境があり、子供達もその環境にはぐくまれております。その中に施設の子供達が入学することに私達父兄並びに住民は、教育環境が破壊されるのではないかと大変憂慮し、かかる施設の進出につきましては当第5地区としては、地域の教育環境が将来にわたって悪影響を及ぼすことが必至であり、私達としては絶対に反対であり拒否するものであります。

以上の通りでありますので、町当局におきましては私達地域住民の胸中お察し頂き特段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。」

「養護施設『A学園』事業停止に関する意見書」

「C町E地区に『A学園』という名称の養護施設が現在工事中であり、事業開始は今年4月1日ということであるが、このような施設の児童生徒の過去における各地域の経過実態を調査したところ、在町の児童生徒に対して、将来悪影響を及ぼす可能性が非常に多いということが憂慮される。

故に、目下児童生徒を持つ本町の住民は、日夜心痛し集会等が続けられており、このような養護施設は絶対に反対であり、拒否すべきであるとの声が日増しに拡大しつつある現状である。

よって国及び県におかれては、真の福祉行政並びに児童の非行化防止と青少年健全育成のため、迅速的確なる停止措置を講ぜられるよう、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。」

ここでの論旨は極めて明快である。「請願書」「意見書」ともに、養護施設児童は非行問題をおこすおそれが非常に高く、素朴なこの町の生徒に将来悪影響を及ぼす可能性があるので、『現在の良い教育環境を維持強化』し町の青少年健全育成を願う立場から、施設開設は絶対反対であるというものである。

このような反対運動の直接的契機は、前記した数年前に県外からの転校生が引金となり、H 中学校で校内暴力や非行問題が発生し、町ぐるみでその対策におおわらわとなった苦い経験にある。そして、二度と外から非行問題が持ち込まれないようにとの強い警戒心と排他性が「請願書」「意見書」に表明されているのである。

なお、施設開設に深い理解を示し終始私たちを支援して下さいった地元有志のいたことも町の名誉において付記しておく。

2 施設開設の論理と倫理

ここでは、本論の考察にそう範囲で筆者(施設長)の思いと願いを当時のやり取りを想起しつつ述べておく。

児童養護施設の基本的なはたらきは、親の養育困難により親と一緒に生活し育つことが出来なくなった子どもたちを受け止め、親替わり家庭替わりの養育をする点にある。実際には、親がいる場合がほとんどであり施設と親との協力が必要不可欠である。また最近では、精神的な病を抱えた親や子ども、虐待問題など精神的な問題により心の傷に特別の配慮が必要な親や子どもへの養育が求められ専門性の力量も問われている。

筆者は反対運動のリーダーと二度にわたり長時間の議論(2時間半, 3時間半)をした。彼の最終的な論理と倫理は、以下のごとくに要約される。「親と一緒に

暮らせない 30 名の子どもたちには同情する。しかしこの町の 2 千数百名の純朴な子どもたちが犠牲になることは認められない。老人ホームなどに転用してはどうか。」

一方、施設長（筆者）のそれは以下である。「児童養護施設が必要でない社会を願う。しかし、一人でも当施設を最後の頼みの綱とする人がいる限り私どもがその重荷を負う。」

両者の論点はかなり明確である。反対運動の側は、「多数の 2 千数百名の子どもたちの利益を守るためには、少数の 30 名の施設児は我慢をすべきである。」といういわゆる多数決原理の立場である。

私ども施設の側は、「最後の一人でも必要としている人がいる限り、その重荷を共に担う。」という福祉の立場である。聖書の世界でいえば、「迷い出た羊」のたとえ（マタイ 18:10～14、ルカ 15:3～7）や「最も小さい者の一人にした」のたとえ（マタイ 25:31～40）に当たると考えている。

ここでは、後の考察との関係から一つのポイントのみを明らかにしておく。それは、反対運動の論理では、「多数派である現在の地域社会を保守・維持することを優先させることにより、結果的に少数派でよそ者の施設児が排除されている」のである。一方、施設開設側の論理は、「最後の一人の重荷を、我がことと引き受け、自分もまた被援助者に成りえると捉える。つまり、誰でも当事者に成る可能性の中に有り、この意味では最後の一人は全体と繋がっている」と考えているのである。

勿論、施設関係者がよそ者であるという大きな課題が問題をより複雑困難にしていたことを忘れてはならない。やや蛇足になるが、「ある有力者に、施設は何年になったね、と問われお蔭様で 7 年経ちました。と答えたところ、まあしっかりやりなさい。ところで、私の家の隣りは本家で北条氏の末裔で当地に 800 年、いや 900 年といわれ、啞然とした」というエピソードを記しておきたい。

3 福祉の豊かさの一般通念

福祉の基本的な役割・機能は、社会的な自立が困難な人々を支援してその社会的自立を目指すところにある。したがって、その豊かさは社会参加とその自立度に見ることができよう。国際障害者年（1981年）の標語においては「完全参加と平等」と表された。福祉観の変遷における関連する基本概念としては、正常化としてのノーマライゼーション（Normalization）、統合教育におけるインテグレーション（Integration）、包含する意のインクルージョン（Inclusion）、地域援助によるコミュニティ・ケア（Community Care）などを手がかりにして考えることができよう。また、生活の質（Quality of Life）の視点からの多様化するライフスタイルも参考にすることができよう。

なお、これらの基本的概念が形成された社会的基盤は、欧米社会であると考えるとき一般的には「市民社会、大衆社会、都市社会」を想定することができよう。本論で考察する社会的背景は、これまで見てきたような地縁・血縁による農村社会であり、また全町が一体化できる小規模にその特色がある。たとえば一つの事例として運動会を挙げることができる。まず最初に、居住する集落の住民運動会があり、次に通学する小学校の運動会があり、更に全町民運動会というように三つも用意されており、そこでの一体感は実に見事である。

したがってこれから考察する福祉の課題は、今までいわば自明のこととして受け止めてきたものを、原初的な農村社会が福祉を受容する際の「カルチャーショック的な視点」から事柄を拡大し明確に再確認するものとも考えられるのである。

4 相互変容と相互止揚

よそ者に排他的で厳しいことは、概観したとおりである。まして地域住民からは、問題児の集まる迷惑施設として受け止められての船出であった。施設運営には細心の注意をはらい、「子どもで勝負」を合言葉に専心誠意の養育に努めた。地元住民にしても中学校におけるあの悪夢が尾を引いている時期でもあり当初、当養護施設に幼児から入所させるなどの配慮はあったものの教育環境の悪化については半信半疑の思いであったと推察している。

さて、ここでは当施設が当地に転入するまでの地域社会が、いわば同質の人々から構成されていたと考えるとき、突然かなり異質な施設という集団が混入したことになり、このことは地元と施設の両者にとり葛藤の種が蒔かれたことを意味し、逆にこのような条件だからこそ生起したと考えられる標記のテーマに注目して見る。

ここでは、三つの要素を挙げる。その一つは、施設児の成長・変容である。地元住民が当初、施設児をいわゆる非行児や迷惑な子どもと捉えていたわけであるが、実際のところは生まれや育ちや学力などに誇るものが無く、むしろ劣等感にさいなまれた弱い子どもであり、特に入所当初の状況は情緒不安で表情も暗い場合が多いのである。このため、実際のところは学校関係者を始め地元の人々に支えて貰うことが多く、また養育に努めれば努めるほど子どもたちに笑顔が戻りその成長や変容は顕著であった。このことが契機になり、意外と良い子と見直され、また子どもは手を掛ければ皆よく育つことを再確認したのである。昔から「子はカスガイ」と言われてきたが、地域住民と施設を連結しその絆を確かにする役割を危険視された当の子ども自身が果たしたのである。そしてあまり言辭に頼らずに、「子どもで勝負」という運営方針を貫いたことは適切であったと今にして思うのである。

二つ目に、施設職員存在をあげる。発足当初、おおよそ子ども30名・職員15名という養護施設業界では小規模な集団であった。また職員の大半は、県外で構成されていた。当事者としては自分たちの存在をかなり小さなものと考えていたのである。しかし、通学する小学校区などでは、かなり大きな存在を占めることになったのである。さらに、施設長、主任、保母（現在の保育士）、生活指導員、事務、調理士、栄養士、非常勤の看護婦・心理療法士・（精神科）医師、など多種多様な人的資源やそれまでの養護施設での豊富な養育経験は地元にとりかなり大きな意義を持つことになったのである。

つまり、駅に近い町内や工業団地周辺をはじめ少しずつ都市化現象がみられ、小中学校では教育・生活上の困難な問題を抱え始めていて電話相談や指導助言などで施設職員存在が社会資源として役立つことになったのである。また、施設の建物・設備も一例を挙げれば不登校の中学生女子3名を数日宿泊させたショートステイやひとり親家庭の子どもたちへのトワイライトステイの機能やホールでの集会などで有効活用されている。

三つ目に地域社会との相互交流をあげる。ここでは、地域住民との相互交流も反対運動が橋渡しとなり通常よりもかえって活発になったことの意義が考えられる。広大な園庭の草取り奉仕活動や書道・剣道指導などのボランティア活動、毎秋（ほぼ文化の日）の「感謝の集い」には町長・議長はじめ町の要職が一同に会し、何よりも隣組の地域住民が自分たちの行事のように集い叱咤激励下さることは開設時には想像も出来なかったことである。私達もまた、地元のお祭りや隣組の集会、運動会や運動サークルなどへの参加に努め相互交流に努力した。子どもたちの世界でも、「こどもの日」を覚えての「子ども祭り」に施設児の級友たちが遊びに来たり、バザーに地域の老若男女が集うなどの光景は都市部ではなかなか創り出すことが困難と思うものである。そして以上の事が、毎年継続されているその積み重ねに福祉の成長を実感している。

地元ぐるみの支援の代表は、「光の子どもの家後援会」に見ることができる。10年目で約500名にその輪が広がっているとの嬉しい知らせがある。

福祉の豊かさを考えるとき、単純にして絶対的なモノサシは無いのではないと思う。たしかに生活がより便利になり質が向上するなどの指標も大切にしたい。ただ、施設反対運動を契機にして与えられた地元と施設の交わりから気づかされた相互変容と相互止揚の視点は「動態的に豊かさを捉える点」で意義を持つと考えるのである。

5 多様性の包含

冒頭（1 反対運動の論理と倫理）で見たように、施設開設当初は地元にとって施設児は、いわば脅威の存在として受け止められていた。そこでの思いは先の「請願書」や「意見書」にその大要が表現されている。つまり、地縁・血縁の絆により穏やかで安定したこの地域社会に問題を抱えて極めて異質な施設児・施設集団が混入することは、いわば「百害あって一利無し」の心境であったと推察するのである。先に本家が北条氏の末裔で800年のことに触れたが、三代代はおろか四世代の地域住民に会う中で同質・等質社会を実感した者としてその心情は想像出来る気がするのである。

したがって、その地域感覚の本質は「現状維持強化」となるのである。しかし、福祉の豊かさの視点に立てば、その集団や共同体がより多様な人々により構成される時こそより豊かと考えられる。その点、地元にとっては当初招かれざる客の存在であった当施設もこの点においては一役買ったと考えられる。それは、地域社会の変容とともに子どもの養育の難易度が高くなる傾向があり、より高度な対応が求められることになるからである。

この点、養護施設の養育はその困難性から基本的にその専門性において難易度の高さを保持している。この意味において地元の養育の多様性に対応する能力を高めるとともに、多様な人口構成に寄与するとも考えられるのである。この逆説の意義も奥深いと考えている。敢えて云えば、より困難な家庭問題にも対応

できる地域社会に変容することになったと考えることができるのである。

6 当事者性の共有

これまで見てきたような地元住民にとっては、自分たちが当施設の世話になることなどほとんど考えられなかったと思われる。よってこのことが、反対運動をより激しいものにしたと言ってもそう間違いではないと考えている。

また、福祉問題での最大の死角が、ここでの当事者性や当事者意識に在ると筆者は考えている。つまり、われわれは福祉の必要性を頭では分かっている、そのまま自分自身の問題とは出来ないのである。

この意味において、当施設が開設後数年にして、離婚で家庭養育困難となった地元の兄弟を受け入れ、約二年の養育でよい子に育ち、まさに「子はカスガイ」を地で行き、復縁により家庭引取りとなった事例が生まれたことの意義は極めて大きいと考えている。「事実は小説よりも奇なり」との諺にならえば、これ以上の説得力はないと思う。つまり、われわれは誰でもが被援助者としての「当事者」になる可能性の中に置かれていることを、事実をもって学んだのである。

そして、福祉の論理でここでの当事者性の共有こそが、差別や偏見を超克する視点と筆者は考えている。なぜなら、施設が存在が他人事としてではなく、共有の社会資源として認識されることになるからである。どんな子どもや家族にも、最後のセーフティーネットとして養護施設などの施設ケアが社会資源として用意される必要があるのである。もちろん、ここでの家庭養育の代替サービスとしての施設養育に至る前段階での、相談・助言などの支援的サービスや部分的に補う補足的サービスを充実させることも忘れてはならない。

7 社会資源の充実

既に断片的には触れてきたが、当養護施設が当地に転入したことの意義は、当地域社会の社会資源の充実として捉え直すことが出来る。それはこれまで困難な養育問題を、それなりに当地域で受止めて来たと思うが、当施設におけるハード面の施設設備やソフト面の人的資源において、より困難な養育問題に対応出来る体制が一つ拡充したといえる。なぜなら、養護施設で手掛けて来た養育の専門性はかなり高く、この意味においては当地域社会の福祉体制の拡充に寄与することになったのである。それらは当施設の「こども家庭支援センター」や「ボランティア活動拠点」などによる地域社会の養育問題への対応強化に見ることができる。当施設での育児や養育、不登校などに対する地域養育支援プロジェクトチームの編成や施設長などの町社会福祉協議会の役員、主任児童委員、その他の地元や学校の役員就任などもこの系譜で捉えることができよう。そして具体的には、中卒の無職少年の就職斡旋などを必要に迫られ実施してきているので、高校中退など多様な青少年問題に、いわば24時間体制の専門機関としての当施設の役割・機能は益々高まるといえる。

福祉の豊かさの指標として、最近ではQOL（生活の質的向上）などが考えられるが、地域社会を一つのネットワークとして捉えるとき、最後の拠り所としてのセイフティーネット（施設ケア）を備えることは必要不可欠の要件といえる。当地域社会が比較的小規模であるだけにその有効性が高いと筆者は考えている。

8 ま と め

これまでの記述を振り返るとき、福祉の営みは諸条件を包含しつつ創造され成長していくものであると改めて思わされている。また福祉の豊かさの指標も

多様に考えられるのであろう。本論では、一地方町村と一養護施設の相互受容の過程から気づかされ見えてきた諸点について小考察をしている。敢えてまとめるとすれば、本論考の全体を通して福祉の本質と考えられる「支え合い、分ち合い、交わりによる共同体の成長」の系譜に即しているように考えている。

その意味では、先の3「福祉の豊かさの一般通念」で挙げられた主要概念は、どちらかと言えば何丁目と呼ばれる町内会規模での福祉の豊かな在り様を示していると考えられる。

ここで論考した全町規模での「相互受容と相互止揚、多様性の包含、当事者性の共有、社会資源の充実」という「福祉の豊かさの概念」は、幾つかの偶然が重なった全町規模の施設反対運動という壮大な実験により初めて生まれたと考えられる。勿論これは、二度と実験の出来ないものである。ともあれ、既述したようにこの実験により、スケールの大きな「福祉の豊かさ」が生まれたといえる。

おわりに

本小論は世俗的な表現を借りれば「雨降って地固まる」の一つの事例と言えると思うが、福祉の視点から見れば「生みの苦しみ」としての施設反対運動をくぐることによって新たな福祉の世界が拓けた事例といえる。筆者の中ではかなり長い時間を掛けたものであるが、力不足のため不十分なものとなった。今は現場を離れ約10年ほど経つ身であるので、当該の地域社会が当養護施設と共に更なる福祉の豊かさに向かって歩むことをひたすらに祈るばかりである。

参考文献

古川孝順・庄司洋子・三本松政之編、『社会福祉施設—地域社会コンフリクト』誠信書房、1993

(全181ページの内、48～99ページにわたりA養護施設反対運動の分析がなされている。また他の所でも随所で事例として引用されている。)

今関公雄、『ある養護施設のねがいー福音の社会化をめざしてー』

1994, 基督教社会福祉学研究第24号

(4～10ページに A 養護施設の養育を地域社会との関連で論述している。)

社会福祉法人 光の子どもの家 機関誌『光の子』(児童養護施設「光の子どもの家」

光の子 編集委員会 発行)

(開設時より隔月不定期刊行され、2004.7.1号で No. 109となった。ほぼ10ページ立てで構成されている。)

菅原哲男、『誰がこの子を受けとめるのか (光の子どもの家の記録)』言叢社、2003

(現・光の子どもの家施設長の菅原氏が、上記の機関誌『光の子』に連載してきた「養護メモ」に手を加えて286ページの著作にしたものである。)